

<任意継続被保険者制度について>

〒150-6012

東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号 恵比寿ガーデンプレイスタワー
日油健康保険組合(電話:03-5424-6646 FAX:03-6837-5349)

1、加入要件と申請期限、加入期間

退職などにより、被保険者資格を喪失している方。

被保険者であった期間が、資格喪失(脱退)日の前日まで継続して2ヶ月以上あること。
資格喪失日より、20日以内に退職時所属事業所を通して当組合に申請書を届け出た方。

(天災等、やむを得ない事情と認められる場合は20日経過後でも受理されます。

また、前納を希望される方は事業所担当者へ早めに意思表示下さい。)

加入期間は、任意継続被保険者の資格を取得した日から2年間です。

2、申請方法

「任意継続被保険者資格取得申請書」と「被扶養者(異動)届」に必要事項を記入し、□

退職時所属事業所経由で健康保険組合までご提出下さい。

(扶養の認定には、別途証明書類が必要となる場合があります。)

3、保険料

在職中は事業主と被保険者双方で保険料を負担していましたが、任意継続被保険者の保険料は
全額自己負担となります。保険料額は退職時の標準報酬月額か、健康保険組合一般被保険者(現役の方)全体の
平均標準報酬月額のどちらか低いほうの金額に、保険料率を

乗じて算定された金額となります。なお、標準報酬月額は、2年間適用されます。

よって、国保の保険料計算とは異なり、退職後に収入が無い場合でも、

2年目に保険料が大きく減る、と言う事はありませんので十分ご留意下さい。

4、保険料の納付期限と納付方法

保険料は、各金融機関から当健保組合へ納付していただきます。

みずほ銀行 東京中央支店 普通 1617912 日油健康保険組合 宛

支払い方法及び注意点については、別資料をご確認下さい。

5、被保険者証の交付

加入希望者からの必要書類・初回入金を確認し、退職時所属事業所からの資格喪失届が
届きましたら、速やかに保険証を発行し、簡易書留にて郵送致します。

6、資格を喪失(脱退)するとき

次のいずれかの場合には、任意継続被保険者の資格が喪失(脱退)となります。

①「任意継続被保険者」となった日から起算して2年を経過したとき

②被保険者が死亡したとき

③保険料を納付期日までに納付しなかったとき

④就職して他の被保険者資格を取得したとき

⑤被保険者が後期高齢者医療制度(75歳以上)に該当したとき

(注:被扶養者が後期高齢者医療制度に該当した場合は、その方のみ資格喪失(脱退)となります。)

⑥ご本人のお申し出により脱退手続きを行ったとき(健保が申出書を受理した翌月に資格喪失します)

7、健康保険組合への届出が必要とき

次の場合には、健康保険組合に届出が必要です。

①就職などにより、当組合の資格喪失を申し出るとき

②氏名・住所を変更したとき

③被扶養者に異動が生じたとき

④第三者等により怪我等(交通事故による)をしたとき

8、保険給付、保険事業の利用

任意継続被保険者となっても、原則的に在職中の被保険者と同等の保険給付を受けられますが、
傷病手当金・出産手当金は、退職後に受給権が発生した事由については支給出来ない場合があります。

同一の傷病に対する傷病手当金の支給期間は、従前のものを通算し、

受給金額は任継の資格取得時の標準報酬月額により決定されます。

また、当健康保険組合の各種保健事業(被扶養者健診・インフル補助金等)は、在職中同様にご利用いただけます。

以上